

愛知県立名古屋工科高等学校PTA会則の改正について（要約）

近年の状況を踏まえ、下記の点についてPTA会則の改正をお願いしたい。

1 第 V 章（会 計）

第7条 本会の経費は会費、事業収入、および寄附金をもって支弁する。会費の額および資金獲得の種類を決定する場合は、総会における承認を得なければならない。ただし、収支予算の審議決定までは、会長承認のもと、必要な予算を執行することができる。

円滑な教育活動を実施する上で、PTA総会前の予算執行が必要となっている。

2 第 VI 章（委員および役員）

第11条 本会の委員は次のとおりとする。

1. 保護者より1学年につき9名以上選出する。
2. 教職員中より選出された若干名
3. 専門委員として委嘱を受けた若干名

1 2名選出する → 9名以上選出する

3 第 VIII 章（集 会）

第18条 総会（書面および電磁的方法を含む）は毎年1回、委員会は年3回開くのを原則とする。

総会は毎年1回 → 総会（書面および電磁的方法を含む）は毎年1回

年4回開く → 年3回開く

4 第 IX 章（専門委員会）

第24条 専門委員会は次のとおりとし、担当事項につき計画を立案しこれを委員会に提出する。

1. 企画委員会 若干名
2. 研修委員会 若干名
3. 広報委員会 若干名

保健委員会・学習委員会・生徒指導委員会 → 研修委員会

5 第 X 章（改 正）

第29条 本会則は総会において全会員の3分の2以上の同意により改正することができる。

出席者の3分の2以上の賛成 → 全会員の3分の2以上の同意

6 その他、変更内容について

- 1 書面および電磁的方法でのPTA総会の開催実施に合わせた文言に変更
- 2 文言を実情に合わせた形に変更

以上

愛知県立名古屋工科高等学校長 中島 浩晶